

社会福祉法人春秋会 役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人春秋会（以下「法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定める。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（理事長、業務執行理事）に、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は、支給しない。
- (2) 非常勤役員（役員等のうち前号に掲げる常勤役員等以外の者）に、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は、支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 3 条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第 1 に定める額
- (2) 通勤手当については、給与規定第 20 条の規定に準ずる額

(当法人職員給与との併給)

第 4 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を受給している者（理事長、業務執行理事を含む。）の役員等報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月 10 日とする。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、給与規定第 4 条に準ずる日とする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第 6 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(業務出張)

第 7 条 第 1 条各号に掲げる者が業務により出張するときは、旅費規程の管理職に準ずる旅費、日当を支給する。

(改廃)

第 8 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 9 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年 6月19日から施行する。

別表1（役員等の報酬）

（1）評議員

	日 額
理事会等会議への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	なし

（2）理事長、業務執行理事

	日 額
理事会等会議への出席	なし
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円

（3）理事（理事等、業務執行理事、施設管理者を含まない。）

	日 額
理事会等会議への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	なし

（4）監事

	日 額
理事会等会議、監査への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	なし